

○厚生労働省告示第百三十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一條第四項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。  
平成二十年三月二十八日  
厚生労働大臣 舛添 要一

別表の5のイ(1)及び(2)の注3中「**「介護予防サービス」を「平成二十年厚生労働省告示第百三十五号」に改め、**

別表の8の(1)及び(2)の注1のイ中「**「長後(十折(四十一)口」を「平成二十年9月30日」に改め**

別表の9のイ(1)のロ中「**「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に「第25条」を「第26条」に改め、同項ロ(1)から(4)までの注4中「**「医療費に拠る区分に従い、一日につき次に掲げる単位数」を「病院療養病床療養環境減算として、一日につき25単位」に改め、イ及びロを削り、同項ハ(1)から(3)までの注4中「**「については」の下に「、診療所療養病床設備減算として」を加える。******

○厚生労働省告示第百三十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八條第二項の規定に基づき、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。  
平成二十年三月二十八日  
厚生労働大臣 舛添 要一

別表の3のイ(1)から(3)までの注4中「**「医療費減算に拠る区分に従い、一日につき次に掲げる単位数」を「病院療養病床療養環境減算として、一日につき25単位」に改め、イ及びロを削り、同項ロ(1)及び(2)の注4中「**「については」の下に「、診療所療養病床設備減算として」を加える。****

○厚生労働省告示第百三十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十四條の第三項の規定に基づき、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百三十七号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。  
平成二十年三月二十八日  
厚生労働大臣 舛添 要一

別表の9のロ(1)から(3)までの注3中「**「医療費減算に拠る区分に従い、一日につき次に掲げる単位数」を「病院療養病床療養環境減算として、一日につき25単位」に改め、イ及びロを削り、同項ハ(1)及び(2)までの注3中「**「については」の下に「、診療所療養病床設備減算として」を加える。****

○厚生労働省告示第百三十八号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準(平成十二年厚生省告示第二十六号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。  
平成二十年三月二十八日  
厚生労働大臣 舛添 要一

第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 指定短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準  
療養病棟の病室が医療法施行規則第十六條第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

十二 指定短期入所療養介護に係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準  
療養病室が医療法施行規則第十六條第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

第十五号イ及び第二十四号イ中三月三十一日」を「九月三十日」に改める。  
第四十一号中「この場合において、同号ロ(4)中「指定居宅サービス基準第百四十二條」とあるのは、「指定介護療養型医療施設に要する人員、設備及び運営に関する基準(平成十九年厚生省令第四十一号)第二條」と読み替えるものとする。」を削り、第四十二号中「療養環境」を「設備基準」に改め、この場合において、同号ハ中「指定居宅サービス基準第百四十二條」とあるのは、「指定介護療養型医療施設に要する人員、設備及び運営に関する基準(平成十九年厚生省令第四十一号)第二條」と読み替えるものとする。」を削る。

○厚生労働省告示第百三十九号

消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二号)及び消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日  
厚生労働大臣 舛添 要一

消費生活協同組合法施行規則

(保険会社に準ずる者)

第一条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二号。以下「法」という。)第十条第二項に規定する厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者は、外国保険会社等(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。)とする。

第二条 消費生活協同組合法施行規則(以下「規則」という。)第十四條第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 国
- 二 地方公共団体
- 三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人
- 四 特別の法律により設立された法人(前号に該当する法人を除く。)で、国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人
- 五 国若しくは都道府県の利子補給若しくは財政支援のある農業資金又は貸付けに関して地方公共団体若しくはこれに準ずる機関の関与のある農業資金を借り入れている法人(他に事業に必要な資金を借り入れているものを除く。)

第三条 規則第十四條第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める措置は、次に掲げるものいずれかとする。  
一 労働金庫(消費生活協同組合法施行令(平成十九年政令第三百七十三号)第二条に規定する労働金庫をいう。次号において同じ。)の利用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者(当該労働金庫が事業に必要な資金の貸付けを行っている者に限る。次号において同じ。)の関係者(当該事業者が常時使用する従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。)を共済契約者又は被共済者とする共済契約(規則第十四條第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号までに掲げるものを除く。次号において同じ。)の締結の代理又は媒介の業務を行わないことを確保するための措置

二 労働金庫の利用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者との関係者又は被共済者とする共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行った場合について、当該共済契約の締結の代理又は媒介の業務が規則第十四條第二項第三号に規定する共済契約の募集に係る法令等に適合するものであったことを個別に確認する業務を行う者(事業に必要な資金の貸付け又は共済契約の募集に関して顧客と応接する業務を行わない者に限る。)を本店又は主たる事務所及び主要な営業所又は事務所等に配置する措置(特別労働金庫が募集を行うことのできる共済契約及び金額)

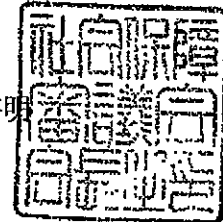
第四条 規則第十四條第四項第二号に規定する厚生労働大臣が定める共済契約は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同号に規定する厚生労働大臣が定める金額は、同表の中欄に掲げる共済契約の区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額とする。

写

社保審発第4号  
平成20年3月25日

厚生労働大臣  
舩添 要一 殿

社会保障審議会  
会長 貝塚 啓明



指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について  
(答申)

平成20年3月25日厚生労働省発老第0325001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。

なお、当該経過措置の延長に当たっては以下の措置を講ずるとともに、重度化対応加算等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等のあり方について本年9月末までに結論を得るものとする。

1. 各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に向けた具体的な対策に取り組むとともに、引き続き看取りに関する研修の充実に努めること。
2. 厚生労働省、都道府県及び関連諸団体は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に向けて引き続き支援策を講ずるとともに、各介護老人福祉施設等に対し看取りに関する啓発に努めること。



分介発第 0325001 号

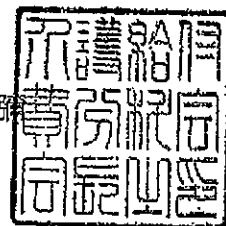
平成 20 年 3 月 25 日

社会保障審議会

会 長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会

分科会長 大森 雅



指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について（報告）

平成 20 年 3 月 25 日厚生労働省発老第 0325001 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

#### 記

諮問のとおり改正することを了承する。

なお、当該経過措置の延長に当たっては以下の措置を講ずるとともに、重度化対応加算等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等のあり方について本年 9 月末までに結論を得るものとする。

1. 各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に向けた具体的な対策に取り組むとともに、引き続き看取りに関する研修の充実に努めること。
2. 厚生労働省、都道府県及び関連諸団体は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に向けて引き続き支援策を講ずるとともに、各介護老人福祉施設等に対し看取りに関する啓発に努めること。

厚生労働省発老第0325001号  
平成20年3月25日

社会保障審議会  
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣  
舛添 要一

諮 問 書  
(重度化対応加算等の経過措置の見直しについて)

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第5項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

- 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年9月30日まで延長すること。
  
- 指定短期入所生活介護、指定特定施設入居者生活介護及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算についても同様の措置を講ずること。

## 重度化対応加算等の経過措置の見直しに係る諮問について

### I これまでの経緯

- 平成18年の介護報酬改定において、介護老人福祉施設等の入所者の重度化に対応し、夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備する観点から、重度化対応加算やこれを前提とする看取り介護加算等を創設した。  
また、重度化対応加算及び夜間看護体制加算（以下「重度化対応加算等」という。）の算定に当たっては、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末まで常勤の看護師に代えて常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置（以下「本経過措置」という。）を設けた。
- 本経過措置については、平成19年3月29日の社会保障審議会の答申において、さらに平成20年3月末まで延長することとされたが、その際、①各介護老人福祉施設等について、看護師の確保等に努めるとともに、②厚生労働省及び都道府県は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に対する支援措置を講ずべき旨の意見が付された。
- これを受けて、厚生労働省においては、自治体、関係団体及び施設等に対し、看護師の紹介に関する積極的な支援、看護師確保に向けた努力等を要請してきたところであるが、過去2年間の経過措置を経ても、なお常勤の看護師を確保できていない施設の実態や理由について、詳細に把握できていない状況にある。

### II 諮問の内容

#### (1) 基本的な考え方

- 本経過措置の延長の結果、重度化対応加算等の算定状況は、介護老人福祉施設の場合、68.8%（3,988施設）となっている（平成20年1月厚生労働省老健局計画課調べ）。

(参考)

平成19年3月の諮問を行った際の介護老人福祉施設における重度化対応加算等の算定状況 63.8% (平成18年11月分)

- 常勤の看護師に代えて常勤の看護職員で当該加算を算定している施設は、介護老人福祉施設の場合、全体の9.5% (553施設) 存在している。
- このような常勤の看護職員で当該加算を算定している施設については、本経過措置が終了すれば、重度化対応加算等を算定できなくなるが、これにより、これらの施設で24時間の看護体制や看取りのための体制がとられなくなれば、入所者にとっての安心やサービスの質を維持することができなくなる。
- こうした過去2年間の経過措置を経ても常勤の看護師を確保できていない施設や、看護師を確保しているにもかかわらずなお重度化対応加算等を算定していない施設について、今後の重度化対応加算の在り方を検討する観点から、その実態や理由について調査を行うことが必要である。
- このため、これらの調査に要する期間等を考慮し、平成20年9月末までの間、本経過措置を延長することとし、当該調査の結果を踏まえ、介護給付費分科会において、本年10月以降の本経過措置の取扱いについて御議論いただくこととしたい。
- なお、経過措置を延長した場合であっても、現時点においてもなお当初想定したよりも重度化対応加算等の算定率が低いことから、介護保険財政への影響は想定されない。

(参考)

重度化対応加算等の導入当時の検討時のデータでは、75%程度の施設で重度化対応加算等が算定されるものと想定していた。

## (2) 具体的な改正内容

### **重度化対応加算の経過措置の延長**

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年9月30日まで延長することとする。

### **夜間看護体制加算の経過措置の延長**

- 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年9月30日まで延長することとする。



(参考1)

### 重度化対応加算等について

- 介護老人福祉施設等において、それぞれ重度化対応加算については次の①～⑤の要件、夜間看護体制加算については次の①・②の要件（特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る夜間看護体制加算については①・②に加え※の要件）を満たす場合に、入所者1名につき1日当たり10単位を加算するもの。

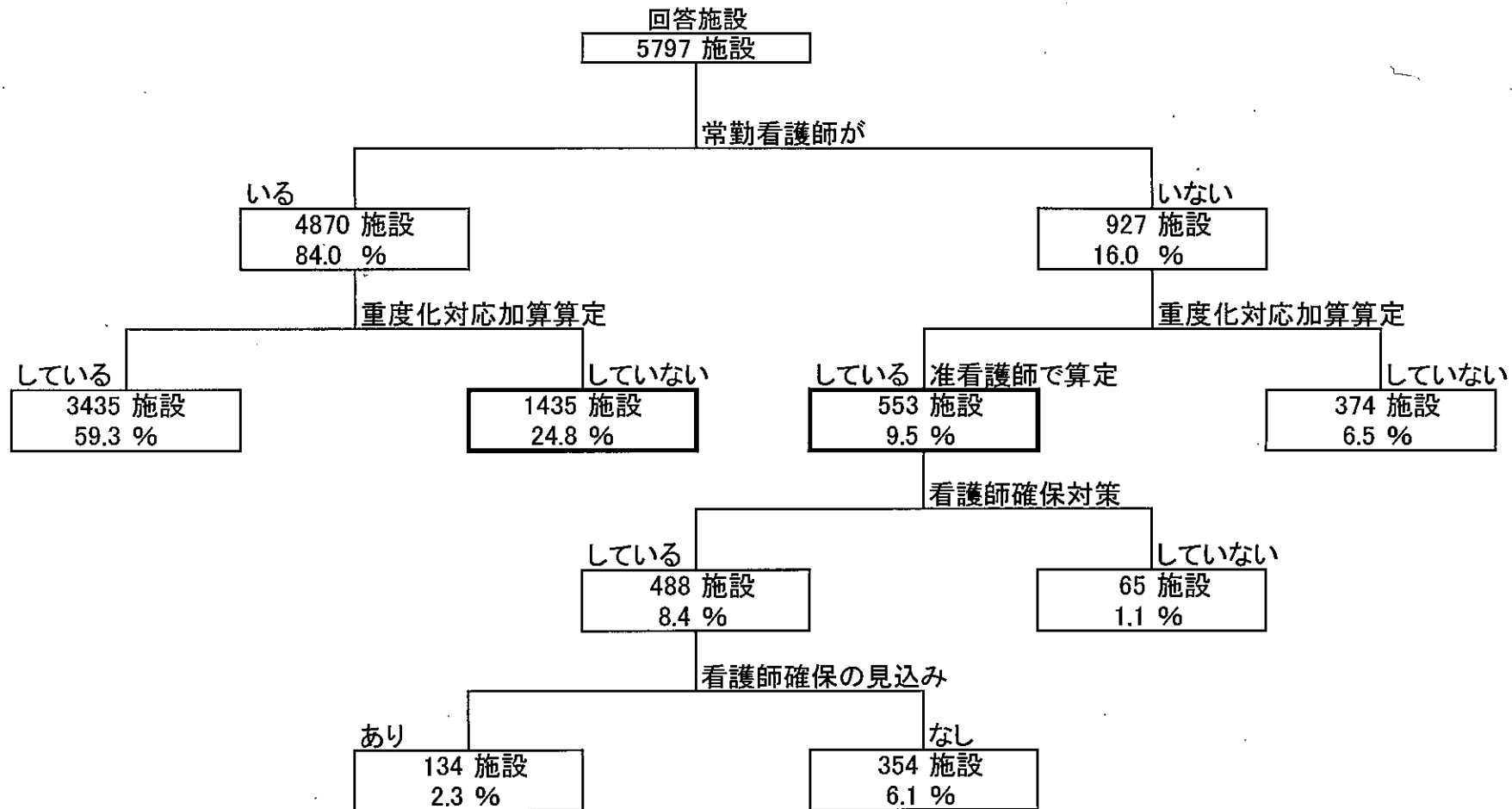
重度化対応加算	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
夜間看護体制加算	短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

【重度化対応加算】 1日10単位加算

- ①常勤の看護師（平成20年3月までは常勤の看護職員）を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。  
②看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。  
③看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。  
④看取りに関する職員研修を行っていること。  
⑤看取りのための個室を確保していること。  
※重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

- また、重度化対応加算が算定されることが、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設において看取り介護を行ったことを評価する「看取り介護加算」の算定条件となっている。
- 重度化対応加算等の算定に当たっては、加算創設当初、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末までは、常勤の看護師に替え常勤の看護職員でも算定可能、との経過措置を設定した。
- 介護老人福祉施設等における夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備していくために、引き続き平成20年3月末まで経過措置を延長しているところ。

# 介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定状況



※施設数下の割合(%)は全施設数に対する割合

平成20年1月 厚生労働省老健局計画課調べ